

参考資料 ②（議題第 2 号関係）

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）抜粋

【 2000 年改正（地方分権改革等に伴う改正）前 】

第二章 都市計画

第一節 都市計画の内容

（市街化区域及び市街化調整区域）

第七条 都市計画には、無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るため、都市計画区域を区分して、市街化区域及び市街化調整区域を定めるものとする。

- 2 市街化区域は、すでに市街地を形成している区域及びおおむね十年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域とする。
- 3 市街化調整区域は、市街化を抑制すべき区域とする。

附 則（開発行為の規制等の特例）

- 3 この法律中市街化区域、市街化調整区域及び第三章第一節の規定による開発行為等の規制に関する規定（第十条の三第一項第五号を除く。）は、当分の間、大都市及びその周辺の都市に係る都市計画区域その他の政令で定める都市計画区域以外の都市計画区域については、適用しない。

2000 年改正前の都市計画法には、上記のとおり、附則で、区域区分について適用除外の規定が設けられていたが、下館・結城都市計画区域は首都圏整備法に基づく都市開発区域の指定を受けていたことから、適用除外の対象とはならなかったとみられる。

【 2000 年改正（地方分権改革等に伴う改正）後 】

（区域区分）

第七条 都市計画区域について無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るため必要があるときは、都市計画に、市街化区域と市街化調整区域との区分（以下「区域区分」という。）を定めることができる。ただし、次に掲げる都市計画区域については、区域区分を定めるものとする。

- 一 次に掲げる土地の区域の全部又は一部を含む都市計画区域
 - イ 首都圏整備法第二条第三項 に規定する既成市街地又は同条第四項 に規定する近郊整備地帯
 - ロ 近畿圏整備法第二条第三項 に規定する既成都市区域又は同条第四項 に規定する近郊整備区域
 - ハ 中部圏開発整備法第二条第三項 に規定する都市整備区域
- 二 前号に掲げるもののほか、大都市に係る都市計画区域として政令で定めるもの
 - 2 市街化区域は、すでに市街地を形成している区域及びおおむね十年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域とする。
 - 3 市街化調整区域は、市街化を抑制すべき区域とする。

現行の都市計画法には、上記のとおり、首都圏整備法に基づく既成市街地及び近郊整備地帯等一定の大都市地域について区域区分を義務付けているが、都市開発区域はその対象とはなっていない。